

令和2年9月11日

荒川区長

西川 太一郎 様

自由民主党荒川区議会議員団

鎌田 理光 町田 高 中島 義夫 菅谷 元昭
明戸真弓美 茂木 弘 並木 一元 斎藤 泰紀
北城 貞治 志村 博司

令和3年度予算に関する要望書

新型コロナウイルスという目に見えない大きな脅威により私たちの日常は一変し、区民の生命・健康をはじめ、福祉、子育て、教育、経済、文化芸術、スポーツなど、区政のあらゆる分野で深刻な危機に瀕しています。こうした状況を踏まえ、自由民主党荒川区議会議員団は、6次にわたる緊急要望書を提出し、二度にわたる補正予算の編成を含め、区と緊密に連携し、今なすべきこと、できることを着実に実行につなげてまいりました。未だワクチンや特効薬がなく、今後、中長期にわたり新型コロナウイルスと共存せざるを得ない状況の中で、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を果たしていくには、これまで以上に、区民の声にしっかりと耳を傾け、区民が必要とする政策を着実に実施していくことが求められています。

区民税や都区財政調整交付金の大幅な減収等、財政状況が急激に厳しさを増す見通しの中で、今後一層の充実が求められる少子高齢化対策、切迫性が増す首都直下地震や水害等の自然災害への対応、施設・インフラの老朽化対応、子どもの健やかな成長を支える環境の整備、持続可能な街づくりなど、多くの財政負担を伴う重要かつ困難な課題が山積しています。これらの課題について、限りある財源を活用して的確かつ着実に解決を図っていくには、前例にとらわれることなく、大胆に事務事業を見直し、再構築を図っていく必要があります。

こうした基本認識の下、我々区議団は、区民が真に必要とするサービスを着実に実施し、区民の不安を解消し、安心・安全に暮らすことのできる街づくりを目指した令和3年度予算の編成を要望します。あわせて、議員団が、本会議及び各委員会で提案した政策や要望を真摯に受け止め、積極的に推進する予算を編成するよう重ねて要望します。

<基本方針>

- (1) 今後、厳しい財政状況が見込まれることを十分に踏まえ、従来の方法や既成概念にとらわれることなく、常に新しい発想を持って行政運営を行うこと。
- (2) 「最小の経費で最大の効果」という地方自治の理念の下、絶えず数値目標を持って行財政改革を断行し、スクラップの徹底やサンセット方式の導入を図ること。
- (3) 区民のニーズを確実に把握し、弱い立場の人をはじめ、必要な人に必要なサービスを適切に提供すること。
- (4) そのため、新公会計制度により捕捉可能となった事務事業及び施設のフルコスト分析を精緻に行い、行政評価制度と合わせて、事務事業等の見直しの徹底を図り、健全な行政運営を維持すること。
- (5) 縦割り行政の弊害の解消に向け、全ての職員、全ての管理職が区民生活を総合的に把握し、区政の課題の全ては自分たちの課題であるという気概を持つこと。
- (6) 施策の実施に当たっては、今後の行政需要を総合的に把握し、一貫性を持った長期的な視点に立ち、将来を見据えた政策を着実に進めること。
- (7) 可能な限り施策の検討の段階を短縮し、スピード感を持って行政運営を行うこと。

【重点項目】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、大規模プロジェクトの見直しを含め、各分野における不要不急の事業について不断の見直しを行うとともに、これを機に最大限創意工夫を凝らした事業執行を行うこと。
- 経費節減を目的とした「行政改革推進計画」を策定し、3年間程度を目途に結果を出していくこと。
- 中期的な行政需要を見越した財政フレームを早期に作成し、これまで以上に徹底した行政改革の下で、区民が真に必要とする行政サービスを効率的・効果的に提供していくこと。
- 災害に強い街づくりに向け、木造密集地域の解消、防災区民組織の一層の強化等、ハード・ソフトの両面で強力で事業を進めること。
- 区民の芸術文化活動の一層の促進を図ることを目的として、「芸術文化振興基金」の効果的な活用を図ること。
- 荒川区の明日を担う若者たちが安心して生活ができるように、就労支援策の一層の充実を図ること。
- 東京女子医科大学東医療センターの移転に当たっては、最大限財源を確保しながら、災害拠点病院となる医療機関を誘致し、感染症対策を含む災害時の医療拠点の確保と救急医療を含めた地域の医療体制の維持・向上を図るとともに、地域の賑わいの創出をすること。
- 公共施設の老朽化について、適時適切な改修等により施設の長寿命化を図ることはもとより、施設の更新に当たっては、用地の取得が困難であり、建築条件も厳しい都市部における新たな建替え等の手法の研究を進めること。
- 学校施設については、中長期的な視点から計画的に改修・建替えを実施し、大規模改修のほか、中規模改修を適宜組み合わせるなど、最も効果的な方法により教育環境の充実を図ること。
- 宮前公園周辺地域及び日暮里地域における公共施設の順次移転・建替え等による施設更新

について、スピード感を持って着実に進めること。

- 「特別区全国連携プロジェクト」のような、東京と全国各地の自治体が連携し補完し合いながら課題解決につなげていく協力関係を結ぶ取り組みについて、積極的に推進すること。
- 「読書を愛するまち・あらかわ宣言」を踏まえて、具体的な「読書、絵本、本の街、読書活動推進条例」を早期に策定すること。

<総務企画>

1 行政改革と財政の健全化

- 行政評価制度については、新公会計制度を活用した経費等の分析結果を活用し、所管課のみでの評価方法を改め、「見直し」、「休止」、「廃止」の結果を出すこと。そのために、全事務事業についてサンセットの分類・仕分けし、必要性の薄れた事業を廃止すること。
- 様々な財政指標を用いながら財政の健全化を確認し、積極的に財政運営を行っていくこと。
- AI、RPA等の最新のICTを積極的に活用し、区民サービスの向上と事務の効率化の推進を図ること。

2 用地活用

南千住浄水場跡地など区内の限られた用地を最大限有効に活用し、施設の老朽化対応を含めた区民サービスのレベルアップにつなげること。

3 指定管理者

- 指定管理者制度の運用に当たっては、区内事業者の育成を念頭に、適切な施設運営・や運営状況のチェックが行えるよう施設の性質に配慮したガイドラインに沿って、実績評価の充実、区と指定管理者間の情報共有化等の抜本的な見直しを図ること。
- ほぼ例外なく、ほとんどすべての評価が「適正」「良好」「優良」となっている毎年度の実績評価制度のあり方を検討すること。
- 指定管理者制度の運用に当たっては、区内事業者の育成を十分に考慮しながら、決して指定管理者に「丸投げ」することのないよう、所管部署が責任を持って実施すること。
- 指定管理者制度については、区内法人・事業者を最優先にし、区民サービスが低下することのないようにすること。また、区の意向が継続して反映できるようにすること。
- 指定管理者の雇用については、区民を多く採用すること。発注についても区内事業者に仕事が行くようにすること。また、障害者についても、法定雇用率の達成に努めるとともに、特に精神障害者の雇用に努めること。

4 外部監査制度

- 評価の高い外部監査制度を充実の上、継続すること。

5 不良債権

- 区民税、国保料、直接融資、給食費などの未納を防止するとともに、引き続き不良債権の回収を積極的に進めること。

6 審議会・懇談会

- 審議会・懇談会の在り方については、構成するメンバーの人選に十分に考慮し、有効に機能するよう再構築すること。
- 審議会・懇談会のメンバーへの女性の積極的な登用に努めること。

7 広報

- 荒川区の知名度向上（イメージアップ）のためのPRを積極的に行うこと。特に、「俳句のまち あらかわ」の定着推進に向けた取り組みを行うこと。
- ホームページのリニューアルに伴い、区民をはじめとする利用者が知りたい情報に即座にアクセスできるようにするとともに、ビジュアルの活用等、区民により分かりやすい形で情報を発信すること。
- 今日の荒川区、今月の荒川区、荒川区最新ニュース、区長メッセージ等のインターネット配信・充実を検討すること。
- 区報メールマガジン版の登録者数が増えるよう普及策を講じること。
- 区議会のホームページ刷新のための予算付けをすること。
- 区議会報を更に充実（ページ数の増加等）するための予算付けを検討すること。

<管理>

8 本庁舎

- 日常多くの区民が利用し、災害時には災害対策本部の拠点となる本庁舎について、区民サービスの向上や行政運営の効率化、財源確保の観点を踏まえ、できる限り早期の建替えを前提とした検討を進め、具体的な準備に着手すること。

9 入札・契約

- 工事・物品とも区内に本社・本店を置く事業者優先にするシステムを強化すること。併せて区内業者の実態調査を強化・徹底すること。更には、外郭団体の入札・契約についても適用すること。
- 安かろう悪かろうではなく、常識的な価格でより良いものができるような予定価格の設定、もっと幅を持たせた最低制限価格の設定を行うこと。
- 総合評価制度の対象の拡大や評価項目の追加等を行い、充実させること。
- 民間業者のノウハウの活用、拡大を図ること。
- 工事等、設計・工事管理を受注する設計会社の責任を、ペナルティも含め、明確にすること。

10 人事・給与制度

- 質の高い区民サービスを提供する担い手として高い職務意欲とスキルを兼ね備える職員を計画的に育成すること。
- 各部署の中軸を担う管理職・係長を計画的に育成し、組織全体の対応力の強化を図ること。
- 少数精鋭の専門職の計画的な育成と効果的な配置を図ること。

- 会計年度任用職員を含め、個々の職員がこれまで以上に持てる能力を發揮し、区民サービスの向上に全力を挙げて取り組む体制を構築すること。

1 1 区有施設等の設計

- 一定規模の区有施設、公園等の整備にあたっては、デザイナーやデザイン専門事業者のノウハウを活用すること。

<区民生活>

1 2 町会活動支援

- 行政の基盤は町会であるとの認識のもと、更なる町会活動充実のための支援を図ること。
- 町会未加入者の加入促進を図るため、わかりやすい案内書を作成し、加入促進を図ること。
- 事業者に対し、新設集合住宅の申請時に町会加入促進について周知徹底等を行うこと。
- 毎年、町会に対し、町会未加入の集合住宅に対する加入に向けた働きかけの状況を報告させるとともに、区としてもその実態の把握に努めること。

1 3 ふれあい館

- 未整備地域のふれあい館の早期の整備を進めること。
- ふれあい館の開設に際しては、周辺のひろば館の廃止・売却を行うこと。

1 4 税務相談

- 確定申告相談会の充実と区報での広報の充実を図ること。

1 5 危機管理

- 安全安心ステーションの在り方（交番との連携、夜間開設、もっと区民に目立つ外観等）を具体的に検討し、区民の安全に寄与する形をつくること。
- 子ども110番の裏通りまでの拡大を図ること。
- 明るい帰宅路を確保するよう充実整備すること。
- 小学校の通学路における防犯カメラを過不足なく設置すること。

1 6 震災対策

- 改定後の「地域防災計画」及び「地域防災計画実施推進計画」に基づき、防災対策の充実について、全庁を挙げて推進を図ること。
- 「災害時受援・応援ガイドライン」を実効性のあるものにするため、着実に準備を進めること。あわせて、新規を視野に、県都など比較的規模の大きな自治体との交流を実現すること。
- 震災、水害時における具体的な避難場所や避難方法について、繰り返し区民へ広く周知し、浸透を図ること。
- 災害時情報伝達システムの再構築を機に、区民への分かりやすい情報伝達の仕組みを改めて構築すること。

- 水害対応について、具体的な避難場所・避難方法について、関係自治体とも協議を進め、周知を図ること。
- 感染症を視野に入れた避難所開設・運営対応方針に基づき、避難所開設・運営訓練等において対応訓練を実施すること。
- 災害に強い街をつくるため、ライフラインの強化、耐震化の促進、オープンスペースの確保等を、国や都と密接に連携を図り、推進すること。
- 共助を促進するため避難所訓練を積極的に行うこと。
- 全ての避難所について早期に耐震改修を図ること（体育館の天井、壁面、窓などの耐震化大規模改修を計画的に進めること）。
- 避難所である学校体育館の照明を水銀灯からLEDに切り替えること。
- 備蓄物資、生活環境等、体育館を主とした避難所のあり方を早期に検討し、再構築すること。
- 藍染公園に設置されている災害時トイレを、当面、区内7か所に早急に整備すること。
- 都立公園内の照明を、非常電源を備えたLEDに切り替えること。
- 災害時に活用する公共施設の非常用電源・自家発電機の総点検を行うとともに、72時間稼働可能な状況を確保すること。また、燃料の確保・燃料タンクの整備を図ること。
- 災害時におけるドローンの活用について検討すること。
- 東京都水道局、下水道局に対し、管等の早期耐震化を本気で強く働きかけること。
- 東京都水道局、下水道局との連携を図り、震災時におけるトイレ機能の確保、飲料水・生活用水の確保を図ること。特に飲料水・生活用水については、深井戸を設置する際には飲料水利用施設を整備するほか、現行の地域防災計画を改め、区として必要な飲料水等の備蓄物資の必要量を算出した上で、具体的な確保計画を策定し、実施すること。
- 発災直後からの緊急医療救護態勢を関係機関と協議し早急に具体化すること。
- 災害時に有効な救助犬の育成に取り組むこと。
- 災害時の広報体制の確立について、防災ラジオ局の開設も含め検討すること。
- 災害時における協定団体と協力体制等の具体的な確認を行うこと。
- 全中学校に設置した「防災部」について、地域における防災訓練への参加など、活動の一層の促進を図ること。
- 区内で唯一、地区内残留地区に指定され、震災時には広域避難場所として都立汐入公園一帯に多くの避難者を受け入れることとなる汐入地域の特性を踏まえ、汐入地域独自の防災対策のあり方等について検討を進めること。

<地域文化スポーツ>

1.7 文化振興

- 新型コロナウイルスで苦境に陥っている文化団体の活動を的確に支援すること。
- 荒川区の芸術文化振興のため、基本条例の制定を行うこと。
- 区の新しい施設設置時には、区民の使いやすいフリースペースを確保すること（例えば、学生のための学習スペース等）。
- 国立大学法人東京藝術大学と区民との幅広い交流を促進する等、荒川区の芸術文化の更なる振興を図ること。

1 8 都市間交流

- 姉妹都市・友好都市との交流を、民間レベルを含めより充実すること。
- 同時に交流が停滞している都市との交流は見直しを含め検討すること。
- 都市交流に当たっては、災害時の相互応援協定等を含め、計画的な交流事業と交流のあり方を考えること。

1 9 区有施設

- 町屋文化センターをより多くの方に足を運んでもらえる使いやすい施設にリニューアルするとともに、展示を中心とした芸術文化活動に資することに限らず、一般の方々が興味を持って立ち寄ることのできる魅力を創出すること。
- サンパール荒川、ムーブ町屋、サニーホール等の利用前の予備時間を検討すること。
- 区有施設の利用については、時間単位の貸し出しを検討すること。
- 区有施設にW i - F i 設備を設けること。

2 0 生涯学習

- 登録指定有形文化財等の修復について、区の助成の充実を検討すること。
- ボーイスカウト等、ボランティア団体の育成のための支援策を講じること。
- ボランティアセンターの整備・拡充を図ること。
- サンパールフェスティバルの充実を図ること。

2 1 スポーツ振興・スポーツ施設

- 新型コロナウイルスで苦境に陥っているスポーツ団体の活動を的確に支援すること。
- リニューアルされた荒川総合スポーツセンターを広く内外にPRし、スポーツ振興に着実につなげること。
- ボッチャやシッティングバレー等の障害者スポーツの普及を図ること。
- 障害者のスポーツ活動をより推進するため、スポーツサポーター等のさらなる育成を図ること。
- 総合型地域スポーツクラブの支援と拡大を推進すること。
- スポーツ活動における救護体制確保のため、スポーツ大会等への柔道整復師・看護師の派遣に対する助成制度を創設すること。
- 高齢者から子どもまで楽しめるグランドゴルフの普及とグランドゴルフ場の整備を検討すること。
- ゲートボール利用を主としながらも、他のスポーツ利用を始め多目的に活用するなど、利用率の低いゲートボール場の有効活用を検討すること。
- 陸上競技場、テニス場、サッカー場、野球場・少年野球場等、スポーツ施設の充実を図ること。施設の充実にあたっては、観覧席の設置についても検討すること。
- 荒川遊園スポーツハウスについて、物理的な制約を乗り越えて、区民がより利用しやすい施設にリニューアルすること。

2.2 図書館

- 町屋図書館、日暮里図書館のあり方について再構築すること。
- 新尾久図書館のリニューアルオープンにあたり、より多くの区民に利用される取り組みを展開すること。

2.3 人材活用

- 定年後の人材活用について、様々な視点で取り組むこと。特にボランティアセンターに登録している多数の人材の活用を図り、地域づくりへの参加を促すとともに、区民の公益活動・公的機能向上を目的とした活動を支援すること。
- 区民活動に意欲のある若者・団体の育成を図ること。また、その団体（NPO法人等）の立ち上げの支援も検討すること。

<産業経済>

2.4 経営支援

- 新型コロナウイルスで苦境に陥っている区内事業者を的確に支援すること。
- 小規模事業者において、事業承継や人材確保が共通課題との認識の下、製造業、商業、サービス業等の業種業態を問わず、経営力強化につながる支援策を実施すること。
- 区内産業の活性化につながる創業支援の充実を図ること。
- 中小零細企業のICT化に対して助成制度等により支援を行うこと。
- 可能な限り、区内中小企業に工事・物品を発注し、景気対策を講じること。
- 荒川区の融資制度については、業種によって制度融資の限度額を引き上げるなど、現状の経済状況に応じた事業者の経営実態に即した運用を図ること。
- エコ技術を持っている区内企業の商品開発等を支援すること。
- 機械要素技術展への出展企業を増やすなど、企業間取引（B to B）の販路開拓支援を強化すること。

2.5 商店街振興

- 商店、商店街の自助努力を前提とし、街なか商店塾等の新しい発想の事業を実施する等、地域コミュニティに必要不可欠な商店街の支援を図ること。
- プレミアム付お買い物券の対象店の拡大を図ること。
- 今年のみ限り、区内共通お買い物券のプレミアム率を20%とすること。
- 時代の要請が薄れたルネッサンス事業は休止し、他地域からも多くの人々が訪れる可能性のある個店支援について徹底的に充実を図ること。
- 朝市・夕市等、意識とやる気があり、可能性のある商店街に支援すること。
- 魅力ある店舗づくり対策に積極的に取り組むこと。
- 商店街と地域の高齢者の協調・連携を進め、高齢者が買い物しやすい環境の整備を研究すること。
- 商店街の街路灯のLED化について環境対策の面も含めて促進すること。
- 商店街組織未加入者への「荒川区産業振興基本条例」の遵守の徹底を図ること。

2 6 観光振興

(総論)

- 観光資源として、荒川遊園、都電とバラ、食文化等の活用を図り、PRを充実させること。
- 新たな観光資源の創設に努力すること。
- 区内の観光資源の整備・発掘に加え、回遊性を持たせるために隅田川のサイクリングロード・遊歩道の設置、「まちの駅」、「川の駅」、水辺空間の活用について具体的な検討をすること。
- 評価の高い「モノづくり見学・体験スポット」の更なる拡大を図ること。
- 観光大使の増員を検討すること。
- 観光ボランティアガイドの具体的活用を図ること。
- 外国人向け観光ボランティアガイドの育成に努めること。
- 地区ごとシンボリックな観光活性化策を策定すること。
- 荒川区内の要所に、統一的な案内板・標識を充実させ、区外からの来訪者にもわかりやすくすること。
- イベントのPRを、隣接区の掲示板を活用し相互交流で行うこと。

(各事業)

- バラの市を商店街・町会・地域とより連携を図り、充実させること。
- 川の手荒川まつり、しだれ桜祭り等を積極的に支援すること。また、川の手荒川まつりの2日間開催について検討すること。
- 商店街で開催している各種イベントについては、観光資源の観点から区の内外に広報すること。
- 汐入地域の観光資源に隅田川花火大会、スカイツリー、花、イベント等を活用すること。

(日暮里)

- 日暮里駅前広場を利用して、商業振興や文化交流推進、観光振興等を目的とした継続的なイベントを開催または開催を支援し、区の活性化を図ること。
- NN36（日暮里・成田36分）を有効に活用した区内振興のための諸施設の開設を図ること（宿泊施設、B&B等）。
- 日暮里活性化施設について、日暮里繊維街の中央にある立地を活用し、地域の賑わいや活性化に資する機能を持つ日暮里の拠点となる施設とすること。
- ホテルラングウッドの日本最大級のダンスホールを一つの核として、日暮里繊維街を含めた地域の活性化につなげるよう検討すること。

2 7 公衆浴場

- 公衆浴場に対する補助を継続、充実すること。
- 燃料代高騰による経営悪化に配慮すること。
- 公衆浴場振興及び観光振興策として、訪日外国人にPRを図るための銭湯マップづくりを支援すること。

28 産学共同

- 産学共同による新製品、新技術を支援し、区内中小企業の育成を図ること。

29 就労支援

- 景気の冷え込みにより厳しい雇用情勢が想定される中で就労支援の充実を図ること。
- 区内の優良企業の魅力を、若者を中心とする求職者に伝え、区内企業とのマッチングを図り、就労支援の充実を図ること。
- 今後増加の見込まれる高齢者等の能力を活かすことのできる就業機会や仕事内容を拡大・充実を図ること。
- 「マザーズハローワーク日暮里」や「日暮里わかものハローワーク」との協力、連携を更に深め、子育て中の女性や正規雇用を目指す若年者に対する一層の就労支援を図ること。

<環境清掃>

30 リサイクル

- リサイクルセンターを資源循環型社会実現の拠点にすること。また、エコセンターとの関係も整理すること。
- 人件費や燃料費の上昇を踏まえ、集団回収補助金の値上げを検討すること。
- 区内資源回収業者に対する事業助成を図り、行政・回収団体・回収業者の連携を図ること。
- 資源回収の町会への助成を充実すること。
- 区内に多数集積する資源再生産業の振興を図るため、資源から再生品を生産する新たな事業を区と再生事業者の連携の下、構築すること。
- 持ち去り禁止条例について、条例の趣旨を踏まえて実効性のある運用を図ること。

31 環境

- 三河島水再生センター・荒川自然公園の有効活用を具体的に約束すること。
- カーシェアリング・シェアサイクルの更なる拡大に努めること。
- エコドライブ講習会の拡充とインストラクターの育成拡充を図ること。
- 可燃・不燃ごみの排出量を精査し、ごみ出しの日数を検討すること。
- 資源の有効利用を図るため、分別の更なる徹底を図ること。
- ごみ減量のためにも家庭ごみの有料化を実施すること。
- 雑がみの資源化の促進を図ること。
- 廃プラスチックの削減に向けた取り組みを推進すること。
- 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、必要な施設に喫煙所を整備すること。

32 節電

- 区民生活に十分に配慮しながら、節電の大切さを引き続き区民にPRすること。

<福祉>

3.3 高齢者福祉・介護

- 生活基盤である介護サービスの継続実施に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて必要な事業者支援を引き続き行うこと。
- 新型コロナウイルスにより在宅生活が長引き、体力低下が懸念される高齢者のフレイル予防の充実を図ること。
- 利用者本位に立って介護サービスの質の向上に努めるとともに、区民・事業者に分かりやすい窓口体制とすること。
- 介護度が軽い対象者へのサービスを充実すること。
- 荒川区版地域包括ケアシステムを確立すること。
 - ① 地域包括ケアシステムを支えるため、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとした地域密着型サービス事業所を整備すること。
 - ② 在宅での生活を支えるため、医療と介護の連携を図ること。
 - ③ 新オレンジプラン等に基づいて、認知症高齢者を地域で支える仕組みを整備すること。
 - ④ 今後さらに求められる介護人材の確保に向けた支援を検討すること。
- 在宅での介護が困難になった方への小規模特別養護老人ホーム等の整備を進めること。
- 高齢者福祉部門だけではなく、全庁を挙げて若い世代から介護予防を見据えた健康づくり施策を推進すること。
- ショートステイの増床を図ること。
- 心身障害者福祉センター（荒川たんぼぼセンター）において、機能訓練士の協力を得て、機能回復のプログラムを定期的に行うこと。
- 自宅介護者に対しては負担軽減のため、ヘルパー派遣の補助等、介護保険以外の支援も実施できるよう検討すること。
- 区内介護事業者並びに介護従事者への支援を検討すること。
- 在宅を含め、認知症に対するサービスの充実を検討すること。
- 認知症の予防やケアなど、認知症対策の実施に当たっては、区民にとって身近な相談窓口である地域包括支援センターの十分な活用を図ること。
- 医療福祉相談の窓口を充実させること。更に施設入所相談については、きめ細かく対応すること。
- 成年後見制度を利用者がより利用しやすいものとする。

3.4 障害者支援

- 障害福祉サービスの継続実施に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて必要な事業者支援を引き続き行うこと。
- 身体障害、知的障害、精神障害に難病を加えた全ての年齢の方々を対象とする総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」の定着を図り、利用の促進を図ること。
- 現在、家族などの支援を受けて生活している障害者が、将来、保護者が亡くなった場合などに、親族の支援がなくても、安心して荒川区に住み続けられることのできる環境をつくること。
- 判断能力が不十分な障害者や家族の支援が得られない障害者などに対し、成年後見支援

制度の利用を支援すること。

- 障害者雇用の促進が図られるよう、就労支援策を充実すること。障害者を雇用する区内業者には区独自の支援策を行うこと。
- 聴覚障害・精神障害・内部障害についての支援、また複合して障害を持っている方に対する支援を強化すること。
- 途切れのない障害者支援システムを構築するために、障害を持っている子どもたちに対する就学後の相談支援や機能訓練体制の整備、充実を図ること。
- 発達障害やそれに類する症状の方に対応した福祉施設が不足していることを踏まえ、整備を検討し、解決を図ること。

3.5 生活保護

- 景気低迷により生活に困窮した区民の増加が想定されることを踏まえ、相談者に一層より寄り添った対応を図ること。
- 自立支援に向けた取組を促進すること。
- 真に保護を必要とする生活保護者を除き、生活保護に頼らない、生きがいをもって自立できる施策を検討すること。

3.6 公衆浴場

- 子どもふれあい入浴の拡大を図ること。
- ふろわり200を拡充すること。
- 他区の入浴サービス共通券との相互利用が出来る仕組みを検討すること。

3.7 ホームレス

- 区内におけるホームレス問題の解決に向け、検討を行うこと。

<健康>

3.8 健康

- 医師会及び区内医療機関等と緊密に連携の上、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全の対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、感染した区民を自宅待機させないよう、入院施設等の確保のために、予算上の措置も含め、最大限の支援を継続すること。
- 新型インフルエンザの検証・対策を更に充実させること。
- 糖尿病対策をはじめ、区民の健康増進策を一層推進すること。
- 医療費の詳細な分析結果を活用した効果的な医療の提供とジェネリック医薬品の普及促進による医療費の抑制に努めること。
- 児童の肥満予防に努めること。
- 分煙対策の強化と喫煙マナーの普及を図ること。
- 喫煙禁止区域における喫煙場所の早期設置を図ること。
- 働き盛りの世代の自殺防止のための相談窓口の周知・充実、及び臨床心理士の拡充を図ること。

- 区民の健康を守るため、特定検診制度の内容を、区民の立場に立って吟味・精査し、検査項目の充実を図るとともに、検診のフォローアップを図り、医療費抑制を図ること。
- がん検診の有料化を早急に実施すること。
- 肺がん検診でヘリカルCT検査、及び男性のPSA検査を導入すること。
- 脳ドック検診の効用と補助制度をしっかりと区民に周知すること。
- 8050問題を含めたひきこもり対策を総合的に推進すること。

39 口腔ケア

- 障害者、高齢者などのための口腔保健センターの開設を検討すること。
- フッ素洗口を拡大充実すること。
- 良い歯の子ども達への報償バッチの配布を、全校で継続実施すること。
- う歯予防対策の周知の徹底を図ること。
- 区立幼稚園と私立幼稚園、保育園の歯科検診の回数の差を是正すること。

40 病院

- 医師、歯科医師の休日診療を継続すること。
- 医療機関のネットワークと情報提供の窓口設置を検討すること。
- 柔道整復師による休日施術に対し積極的な支援策を検討すること。
- 廃止が予定されている介護療養型医療施設の入所者を受け皿としての施設に入所できるよう対策を講じること。
- リハビリの受け入れ医療機関の紹介等の相談窓口を充実すること。
- 東京女子医科大学東医療センター移転後の新病院が災害拠点病院に指定されることを想定し、新病院や宮前公園に、応急重症患者の治療、病院機能の確保、近隣地域のための大規模地下水源を整備するとともに、緊急医療対応、患者・医療関係者に資する大規模防災倉庫や緊急時の非常電源設備を整備すること。
- 東京女子医科大学東医療センター移転後の新病院に、発達障害診療を含む診療科を設置すること。

<子育て支援>

41 子育て支援

41-1 児童相談所

- 子ども家庭総合センターにおいて、保育、健康、教育等の関係部門とも十分連携の上、子どもの命を守るための最大限の取組を行うこと。
- 子どもの権利擁護の取組を推進すること。
- 里親をはじめ、社会的擁護の充実を図ること、

41-2 幼児教育と子育て支援

- ヒブワクチン、おたふく風邪、水疱瘡の予防接種の補助を継続すること。
- 区内全域を5地域に分け、区立・私立を問わず、拠点となる5園の保育園がとりまとめ、それ以外の区立保育園は民営化すること。その削減効果を原資として保育施設の整備を図

ること。

- 私立保育園・公設民営保育園・認証保育所の施設改善、改修等の環境整備を積極的に行うこと。実施に当たっては区立との格差をなくすこと。図書に対する支援を継続すること。
- 私立保育園・公設民営保育園・認証保育所において、保育士の処遇改善と保育の質の向上につながる業務のICT化の導入支援を行うこと。
- 認証保育所（B型）の運営費補助金33,500円が、平成13年以来据え置きのままの状況のため、増額すること。
- 私立保育園の経営状況を調査、検討し、支援策を検討すること。
- 私立保育園において0歳児からの11時間保育の実施の拡大を図るとともに、区立保育園においても順次拡大を図ること。
- 区立幼稚園の3歳児保育の学級定数を再検討すること。
- 荒川区の幼児教育を担ってきた私立幼稚園に対し、支援の充実を図ること。
- 私立幼稚園の設置に対し強力に支援すること。
- 区立、私立幼稚園での「あずかり教育（保育）」の拡大を図ること。
- 私立幼稚園・私立保育園・公設民営保育園に対して諸事務手続き・経費等の支援を図ること。障害児保育の助成を加算すること。また、特別配置保育士雇用経費の増額を図ること。
- 保育園支援と私立幼稚園支援の格差の解消を図り、8万円強の家賃補助、4万円の給与支援等について、来年度から私立幼稚園に対しても同様の支援を行うこと。
- 保育所調理員の義務である「ノロウイルス検査」の費用を支援すること。
- 放課後子ども総合プランの全校実施を早期に実現すること。同時に学童クラブとの一体的な運営を実施し、二重投資の解消を図り、放課後における児童の健全育成事業の効率的・効果的な運営を図ること。
- 公立・私立幼稚園・保育園から小学校入学生のためのプレスクールの検討を図り、また幼小保の連携を密にすること。
- 子どもの安全のため、区民の安心のため、区内の公園や相応の区施設、道路等その他必要な場所に引き続き防犯カメラを設置すること。また、公園や細い路地を青パト等で巡回すること。
- AEDの幼稚園・保育園保護者対象の講習会を実施すること。
- あらかわ遊園の大改修に当たっては、遊具の完全入れ替え、魅力ある花と緑への整備、イルミネーション、動物広場その他のバージョンアップを図ること。
- あらかわ遊園のリニューアルオープンに向けて、休園中も着実にPRを行うとともに、集客拡大に向けた取り組みについて検討を着実に進めること。
- あらかわ遊園の入園料について、運営費や整備費を踏まえた料金設定とし、リニューアルオープン時から値上げを図ること。

<都市整備>

4.2 まちづくり・再開発

- 木造住宅密集市街地の改善を促進し、その解消を図ること。
- 補助90号線（明治通り～町屋）と荒川二・四・七丁目地区の整備、町屋三・四丁目の

整備と補助193号線（旭電化通り）の拡幅を、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」を活用し推進すること。

- 南千住の東西道路の整備を早期に推進すること。
- 再開発については、補助金を支給しているとの意識のもと、区の将来に役立つ開発とするよう積極的に指導すること。
- テナント募集には、継続して責任の持てる優良な商業コンサルタントを採用すること。
- 三河島北地区再開発に当たっては、事業を遅延させることなく、関係者との協議を重ねながら、区が主体となって推進を図ること。
- 汐入白鬚西地区・町屋地区・日暮里駅前の再開発による風害を調査し、対策を至急に検討すること。
- ビル風対策を講じること。
- 再開発に当たっては、区内事業者を積極的に活用すること。
- 違法広告について、区や警察、関係団体が一体となって、集中的な撤去や取締、警告等の対策を進めるとともに、東京都に対し、罰則の強化の検討を働きかけること。
- 空き家対策について、空き家の活用も含め積極的に推進すること。

4.3 住宅対策

4.3-1 持ち家制度を充実促進すること。

- 利子補給制度をより利用しやすいものに充実・継続すること。
- 三世代同居住宅等の建替えをしやすい制度を検討すること。また、同居でなくても三世代が近居であれば対象となるような制度も検討すること。

4.3-2 公的住宅の家賃制度の見直し等

- 区民住宅の空き室解消に向け努力すること。
- 区民住宅の駐車場・駐輪場の利用の向上を図ること。
- 町屋五丁目住宅のあり方を抜本的に見直す検討に入る。

4.4 マンション建設

- マンション建設に当たっては、荒川ルールを徹底させること。
- 都市計画マスタープランに沿ってまちづくりを進めること。

<土木>

4.5 交通

- 南千住駅北口の開設に向け積極的準備を行うこと。
- 区内最大のターミナル駅であり、成田空港から直通で結ばれる世界の玄関口である日暮里駅について、南口（JR・京成）のバリアフリー化を早急に行うこと。また、紅葉橋架け替えについても検討を進めること。
- 京成電鉄の高架下について、事業者である京成電鉄に対し、自転車・バイク・駐車場の設置と暗がり対策を強く働きかけること。
- 京成町屋駅、新三河島駅周辺の京成高架下については、まちの活性化も含め有効活用で

きるよう京成電鉄に対し働きかけること。

- 通行の支障となっている道灌山通り西日暮里の京成線ガードを至急拡幅すること。
- 都道・明治通りの整備計画の実施を早急に促進させること。
- 業務用の車の路上駐車取り締まりについては、一律ではなく、15分程度の時間延長、時間帯を区切る等の施策を検討すること。警察、業者等関係者で協議する場をつくること。
- 区内信号機のゆとりシグナル化を図ること。
- 都電軌道敷の芝生化について促進すること。
- 旭電化通りの拡幅に合わせて、(仮称)七峡通りの拡幅や(仮称)七峡橋の新設計画について、早期に具体的な検討を開始すること。

4.6 駐輪場

- 駅前の放置自転車対策を強化すること。
- 駅前以外の街中の放置自転車の撤去を進めること。
- バイク駐輪場を積極的に早期設置すること。

4.7 交通機関

- つくばエクスプレスの東京駅の乗り入れを促進すること。
- 三河島駅のエレベーター設置後に、下りエスカレーターの時間設定を工夫すること。
- 近隣区も含めて利用できるようなシェアサイクルを実現すること。
- 区内発、羽田行きのリムジンバスの運行に向け、事業者に働きかけること。
- コミュニティバスの必要な地域について、引き続き検討すること。

4.8 電線地中化

- 無電柱化推進計画に基づき、区道の電線地中化を着実に推進すること。特に区施設が集中するサンパール通り、冠新道、あらかわ遊園通り、日暮里音無川通り、日暮里中央通り等を積極的に推進すること。
- 無電柱化を進めるため、新たな電柱の設置を禁止するとともに、共同溝の設置ではなく電線のみを埋設する手法の活用や対象路線の拡大について検討すること。

4.9 土木工事

- 工事が一時期に集中しないよう平準化すること。
- 排水性の高い道路整備を重点的に進めること。
- 区内掘削工事の復旧工事を区内業者が受注できるよう努力すること。
- 藍染川西通りの道路の段差のフラット化を至急に図ること。
- 藍染川、音無川等、暗渠になった川の再生を検討すること。
- 都の浸水対策を計画通り実施できるよう支援すること。
- 隅田川堤防を、東京都防災会議が示したM8.2の海溝型地震等に対して機能を保持できる改修を行うよう東京都に働きかけること。

5 0 交通安全

- 道路交通法改正による自転車のルール改正について、区民への周知徹底を図ること。
- スケアード・ストレート方式を取り入れた交通安全教育を積極的に実施すること。
- 保険加入を含めた徹底的な自転車利用マナーキャンペーンを行うこと。

5 1 緑化推進

- 緑化推進計画に基づき、公園整備、緑の充実、花の街づくりを進めること。
- 日暮里繊維街に相応しい花のある街路整備を継続的に行うこと。
- 発災時の延焼防止に役立つタブノキの植栽を、木密地域をはじめ、区内全域で積極的に進めること。

5 2 公園整備

- 区民の利用しやすいデザイン性を生かした魅力ある公園整備に努めること。
- 日暮里南公園、西日暮里公園の再整備を早急に検討すること。
- 宮前公園の整備を早急に行うこと。
- ボール遊びのできる公園の設置をさらに進めること。
- 子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことの出来るプレイパーク的公園の整備を検討すること。

5 3 公衆トイレ

- 公衆トイレの整備を引き続き行うこと。
- 公衆トイレの具体的な整備計画を早急に策定すること。

<教育>

5 4 教育ビジョン

- 教育ビジョンについて、優先順位をつけた具体的推進プランを早期に策定・推進し、区の内外に発信すること。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」を引き続き推進すること。
- 生活習慣改善のための一環としてノーゲーム・ノーテレビ事業を学校と家庭の連携の中で更に進めること。
- 好評の学校パワーアップ事業については、更なる充実を図ること。学力向上マニフェスト事業に関しては、目標値を決め、学力向上に努めること。
- 問題解決能力を向上させるためのカリキュラムを研究すること。
- デイバート教育の導入を検討すること。また、主権者教育を積極的に取り入れること。
- 情報化による国語力を中心とする能力低下について課題を研究・検討すること。
- 家庭教育にも極めて高い価値のある家読を推進するため、家読推進計画を策定し、早期に学校教育に活かすこと。
- 小学校のワールドスクールを再構築し、更に充実すること。

5.5 学力向上

- 全ての基礎となる国語力向上策を具体的に実施すること。
- 「教育施策の先進区である」荒川区の充実した教育環境の実績を区の内外にあらゆる媒体を利用し、積極的にPRすること。
- 基礎学力向上に向けた取り組みを着実にを行うこと。

5.6 学校教育

- 芸術文化振興基金を活用し、区内小中学校における伝統文化事業を行うなど、日本の文化や伝統を大切にしている教育の推進、充実を図ること。
- 道徳を大切にしている教育の推進・充実を図ること。
- 防災教育の充実を図り、防災教育を通じ、思いやりの心の大切さを教えること。
- 邦楽を取り入れた教育を発展・充実させること。指導者についても配慮すること。
- 区内在住の小中学生の不登校に対するサポートの仕組みを整備すること。
- 中途退学や不登校の高校生に対するサポートの仕組みを整備すること。
- 租税教育の更なる充実と推進を図ること。
- 小学校における法務教育の拡充を図ること。
- 武道・ダンスの指導者等、必要な体制を整備すること。
- 全中学校に設置した「防災部」について、地域における防災訓練への参加など、活動の一層の促進を図ること。（再掲）
- 高等学校進学時の奨学資金貸付金について、返還を免除する制度を拡充すること。
- タブレットPCを使った作品コンテストである「デジタル・アート・コンテスト」を実施すること。
- 学校の働き方改革を推進し、教育指導により注力できる環境整備を図ること。
- 部活の外部指導員の充実を図ること。
- 新型コロナウイルスで更に重要となる児童・生徒の自宅・家庭学習について、有効で具体的な家庭学習計画を早急に構築すること。

5.7 学校体育館

- 学校体育館等の利用について有料化を実施すること。
- 校庭のナイター設備の利用についても実費負担（電気代）を原則にすること。

5.8 学校図書館

- 図書館にいたることが楽しく思え、効率的に使用できる環境整備を行うこと。図書費配分に当たっては、やる気のある学校に増額配分すること。
- 学校図書館活用指針に沿って、学校図書館の活用を推進できる体制の構築を進めること。併せて、早期に小中全校に拡大すること。
- 学校図書館活用教育の充実を図るため、スーパーバイザーを来年度1名増員すること。

5.9 学校配置

- 耐用年数が迫っている学校や、既存不適格になっている学校の建て替えや大規模改修計

画を早期に策定すること。

- 同時に人口動向を十分調査、検討の上、将来の学校配置計画を策定すること。

6 0 特別支援教育

- 特別支援教育の実施に当たっては精査・検証し、実施すること。早期に問題を解決すること。

6 1 タブレットパソコン

- オンライン学習のための環境整備と教育内容の更なる充実を図ること。
- 学校教育において基本となる「読み、書き、計算」が授業の根幹であることを今後も徹底すること。
- 子どもたちがタブレットパソコンを活用して主体的な学習を進めていくため、教員に対し十分な研修を行うこと。
- 子どもたちがネット依存に陥ることのないよう、十分な情報モラル教育を行うこと。
- タブレットパソコンの推進と併せ、学校図書館の更なる充実に向け、学校図書館をクラス単位で積極的に活用するなど、教員と図書館が連携した教育を推進すること。
- 国庫補助金の確保等、財源確保に向けた取り組みを積極的に推進すること。